

3月の消防広報重点事項

発行 令和2年2月13日
盛岡市危機管理防災課
編集 盛岡中央消防署

●春季火災予防運動がはじまります。

3月1日(日)から7日(土)までの7日間にわたり、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的として行われます。

消防署では、この行事の一環として、消防団員と合同により一般住宅を訪問し、火災の予防方法や住宅用火災警報器の設置、維持管理の指導を行います。

また、市内では次のとおり、小・中学生や少年消防クラブ員が作成した防火ポスターの展示会を開催するほか、火災防御訓練を実施します。



実施内容	日 程	場 所
防火ポスター 展 示 会	2月 7日(金)～ 2月13日(木)	盛岡ふれあい覆馬場プラザ (盛岡市青山二丁目6番8号)
	2月14日(金)～ 2月21日(金)	イオンモール盛岡 (盛岡市前湯四丁目7番1号)
火災防御訓練	3月 1日(日) 9時00分～ 11時00分	高齢者賃貸住宅「徳寿の森」 (盛岡市厨川五丁目13番25号)

●消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解 とご協力をお願いします。

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。緊急自動車がより安全、迅速に通行するためには、一般車両の協力が必用不可欠です。

車やバイクを運転中に緊急自動車が接近してきた場合には、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。

道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。)に寄って一時停止しなければならない。



○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

●山火事に注意しましょう！

3月1日から5月31日までの3か月間、山火事予防運動が実施されます。

消防署や消防団では、予防広報や山林パトロールによる警戒を行います。



山火事を起こさないために、次のことに十分注意しましょう。

- ① 燃え広がりやすい枯れ草等のある場所では、たき火をしないこと。
- ② たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ③ 強風時及び乾燥時には、火入れ、たき火をしないこと。
- ④ 火入れ、たき火を行う際は、申請や届出をすること。
- ⑤ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ⑥ 火遊びはしないこと。

《盛岡市における過去4年間の林野火災発生状況》

平成28年（3件）

3月12日 新庄字貝田 焼損面積 0.02ha

3月22日 山岸字名乗 焼損面積 0.02ha

4月27日 藪川字外山 焼損面積 0.35ha

平成29年（3件）

4月6日 芋田字昼久保 焼損面積 0.37ha

5月3日 芋田字芋田 焼損面積 0.15ha

5月5日 日戸字姥懐 焼損面積 2.45ha

平成30年及び令和元年は0件でした。

令和2年山火事予防の標語

「守りたい 森と未来を 炎から」

●盛岡市内の1月の火災件数

	令和2年	平成31年	比較増減
火災件数	2件	7件	5件減
死者数	0人	2人	2人減

●令和2年1月の火災2件の内訳

1月13日 茶畑二丁目 共同住宅1棟部分焼

1月28日 下太田田中 倉庫1棟半焼